

よくある質問 【随時更新】

Q1. 「創立60周年記念感謝状贈呈」って、どういう事ですか？

周年記念事業の1つとして5年ごとに行っている感謝状の贈呈です。

「東京都知事」と「東京都産業労働局長」、「東京都中小企業団体中央会会長」よりそれぞれの表彰基準にする方に感謝状を贈呈します。

5年に1度、1月の賀詞交歓会の日に表彰式を行います。

Q2. 「永年勤続優良社員表彰」と、何が違いますか？

「永年勤続優良社員表彰」は東デ協の理事長より、その表彰基準に該当する方に感謝状を贈呈します。

毎年5月の通常総会の日に総会終了後に表彰式を行います。

「東京都知事感謝状」の該当要件として「東京都産業労働局長感謝状」とともに、こちらの東デ協理事長表彰を受けていることが必須となります。

Q3. "表彰基準"左下にある【中央会感謝状】の「団体（東デ協）役員[個人]」の「同一組合の理事又は監事として通算5年以上～」とは、過去に理事であった場合も当てはまりますか？

現在、東デ協の理事又は監事の方が対象となります。

「通算5年以上」とは、連続して5年以上就任されている、もしくは途中退任されて現在就任されている場合、退任以前と現在の就任期間を合わせて計算することになります。

Q4. "表彰基準"右下にある【中央会感謝状】「永年勤続（組合員従業員）[個人]」の「同一組合員の業務に10年以上従事し～」の同一組合員とは、東デ協の組合業務のことですか？

東デ協に加入している同一の事業所の業務という意味で、組合に加入されている組合員企業各社の業務ということになります。

Q5. ”表彰基準”にある【産業労働局長感謝状】の一番右の項目の中にある「同一の事業所に引き続き20年以上勤務～」の場合、支社や子会社への出向や転勤期間の数え方はどうなりますか？

支社、子会社も東デ協に所属していなければ対象となりません。

東デ協に所属していない支社等に転勤されていた場合は以下になります。

例) 東京の事業所 (a年間) →大阪支社転勤→現在東京の事業所 (b年間) の場合

東京の事業所 (a年間) >20年以上 または

現在東京の事業所 (b年間) >20年以上であり、

合算 (a+b=20年間以上) ではありません。

Q6. 【中央会感謝状】の申請書には押印する場所がありませんが、必要ないのでしょうか？

【中央会感謝状】の申請書は押印は必要はありません。

東京都に申請するものに関して、会社の代表社印（イ「東京都・様式2」）と

推薦されたご本人の印鑑※シャチハタ不可（エ「東京都・様式3」）が必要に

なるものがございます。
